

## 建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定による処分をしたので、同法第 10 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 月 22 日  
近畿地方整備局長  
長谷川 朋弘

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号	処分の内容	処分の原因となった事実
令和 7 年 1 月 14 日	宮地 正一 一級建築士 第 188275 号	戒告	大阪府内の建築物（1 物件）について、一級建築士事務所エムアーキテクツ（兵庫県知事登録 01A04647）の業務に関し、代理者及び工事監理者として、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 87 条第 1 項において準用する第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認した。